

## 指定暴力団稲川会代表者稲川角二らに対する損害賠償請求事件に関する会長談話

指定暴力団稲川会下部組織（3次団体）構成員が起こした傷害致死事件に関する稲川会総裁稲川角二らを被告とする損害賠償請求事件において、本日、横浜地方裁判所が、同被告らの使用者責任等を認める中間判決を下したことを受け、原・被告間で和解が成立した。

暴力団の三大組織と言われている指定暴力団五代目山口組、同住吉会に続いて、稲川会に対しても代表者に対する使用者責任が認定されたことは大変意義のあることであり、全国の全ての暴力団の代表者に対する使用者責任を追及する基礎が確立したと言っても過言ではない。

また、当会会員が事務所を置いている神奈川県下の暴力団員数の約7割を占める稲川会の代表者に対する責任を認める裁判所の判断が示され、かつ被害者遺族に対する賠償により被害回復が実現されたもので、神奈川県下における暴力団による同種事件の抑止、暴力団犯罪による被害の救済という観点からも画期的なものである。

本件は、神奈川県警察、財団法人神奈川県暴力追放推進センター及び横浜弁護士会による、民暴三者協定に基づいて結成された事案処理チームの弁護士により遂行されたもので、県民と共に歩んできた当会の長年にわたる民事介入暴力被害救済活動の大きな成果の一つである。

当会は、今回の事件が神奈川県下において依然として稲川会をはじめとする暴力団が勢力を保持し、暴力団犯罪による被害が後を絶たない状況と無縁ではないことに鑑みて、今後とも、暴力団犯罪の根絶に向け、県民とともに、民事介入暴力被害救済活動に全力を傾けていく決意である。

2008(平成20)年12月16日

横浜弁護士会

会長 武井 共

